

## オット・バウアー『民族問題と社会民主主義』の 諸翻訳をめぐる

太 田 仁 樹

### 1. はじめに

昨年(2001年)7月,丸山敬一ほかの翻訳によって,オットー・バウアーの大著『民族問題と社会民主主義』の日本語訳が,御茶の水書房から出版された。原著は,1907年にウィーンで出版され,第2版が1924年にやはりウィーンで出版されている。日本語訳の底本となったのは第2版である。この著作は,マルクス主義の民族理論史上でもっとも重要なものの一つであるが,ロシア語訳を除いて,長いあいだ他言語に翻訳されることがなかった。しかし,近年急速に,幾つかの言語に翻訳され,これまでに日本語訳を含めて,以下の7言語の翻訳がある。

- [1] “Национальный вопрос и социал-демократия”, Серп, 1909.
- [2] “Sobre la qüestió nacional”, La Magrana, 1979.
- [3] “La cuestión de las nacionalidades y la socialdemocracia”, Siglo Veintiuno Editores, 1979.
- [4] “La question des nationalités et la social-démocratie”, Études et Documentation Internationales Arcantère Édition, 1987.
- [5] “La questione nazionale”, Editori Riuniti, 1999.
- [6] “The Question of Nationalities and Social Democracy”, University of Minnesota Press, 2000.
- [7] 『民族問題と社会民主主義』, 御茶の水書房, 2001年.

注目すべきことは,非常に早い時期にロシア語に翻訳されているのに対し,他の西欧語に訳されるまでに70年以上もたっていることである。実はドイツ語版も,第2版が出版されてからは,久しく出版されることがなく,1971年に復刊されるまで50年近くの歳月を要したのである。オーストロ・マルクス主義のアンソロジーなどに,本書の一部が載せられることがあったにせよ,それまでは本書は敬して(?)遠ざけられていたといえよう。

[1]のロシア語訳は,スターリンがその著書『マルクス主義と民族問題』<sup>(1)</sup>において何度も引用しているので,その存在は確かであると思われるが,筆者は未見である。[3]や[4]の解説者も言及はしているが,詳しい情報について語ってはいない。[4]の解説者である Claudie Weill は,ユダヤ人社会主義者がロシア語訳を出版したと指摘しているが,それ以上のことについては語っていない。<sup>(2)</sup> とはいえカール・レンナーの小冊子『国家と民族 (Staat und Nation)』(1899)も,1906年に,翻訳・出版されていることと合わせて,<sup>(3)</sup> オーストロ・マルクス主義の民族理論とロシアの社会主義

運動との関係の深さを示唆しているといえよう。

[2]のカタロニア語訳も、筆者は未見である。[3]の解説者である José Aricó が、1979年にバルセロナで出版されたと述べているが、彼自身もその時点では未見であったようである。<sup>(4)</sup> このカタロニア語訳のタイトルは『民族問題について』であり、[6]のイタリア語訳とともに原題の直訳ではない。このような場合、全訳ではなく抄訳である可能性も高いのだが、Aricó も確認できていないようである。いずれにせよ、1979年にドイツ語初版以来70年以上の歳月を隔てて、初めて西欧語に翻訳されたのだが、それがカタロニア語とスペイン語であったという事実は銘記しておいてよいであろう。

本稿では、入手し得たスペイン語訳 ([3])、フランス語訳 ([4])、イタリア語訳 ([5])、英語訳 ([6]) の前書きあるいは序文を素材にして、バウアーの古典が各言語の読者にどのように紹介されているのかを報告し、今日におけるバウアー受容の一側面を照らす材料を提供したい。

## 2. スペイン語訳序言

[3]のスペイン語訳は、カタロニア語訳と同じ1979年に、メキシコで出版された。訳者は、Conrado Ceretti, Rodolfo Burkart, Irene del Carril の3人である。前書き (Advertencia) を書いている José Aricó については、詳しい情報を得ていないが、国家理論・政治理論の研究者で、グラムシについての研究もあるようである。この前書きは8ページで簡潔なものである。

まず Aricó は、バウアーの時代 (20世紀初頭のヨーロッパ) と現代のメキシコでは条件が異なっているのであるが、マルクス主義国家論あるいはマルクス主義政治論の可能性に関する今日の論争から見て、バウアーの理論の中に注目すべきものがあると指摘している。

バウアーの書物の歴史的背景の説明のなかで、彼が注目するのは、バウアー自身の1937年の論文である。<sup>(5)</sup> バウアーたちオーストロ・マルクス主義の仕事が、カウツキーを代表とする先行世代との対決の中でなされたことが強調され、それが可能であったのは、オーストロ・マルクス主義が当時のヴィーンの文化的活力を吸収していたからであると指摘される。Aricó が特に注目するのは、新カント派の影響であるが、ケルゼンの法理論、メンガーを創始者とするオーストリア学派経済学、ヴィトゲンシュタインとヴィーン学団、さらにシュテファン・ツヴァイクなどの文学者、マーラーなどの音楽家、ヴァグナーなどの建築家、フロイトの精神分析などである。

他方で、オーストロ・マルクス主義が、ベルンシュタインが引き起こした修正主義に対抗していたことも強調されている。むしろ、修正主義に対する有効な打撃はカウツキーの立場からは不可能であり、オーストロ・マルクス主義の意義は、カウツキーに代わってそれを成しえたところにあるという理解である。バウアーとマックス・アドラーは「ベルンシュタインだけでなく、同時にカウツキーその人に対する政治的な対決を固める目的があった」(p.xiii)、というのである。問題は、ベルンシュタインが提起した「マルクス主義と社会主義のあいだの不一致」(p.xiii)にある、カウツキーはこの問題を無視したが、バウアーたちは、この前提を認めたくえて、知識人と社会主義、プロレタリアートの政党の問題を熟考したのであり、そこにバウアー理論の今日 (1970年代) 的な意味があると考え

ている。

Aricó は、このような問題意識から、「運命共同体としての民族」というバウアーの民族規定に注目する。バウアーの民族認識は、民族を「国家の統一のための法的主体」にするというレンナーの議論と違って、帝国主義時代における階級闘争の条件の変化を認識できるものとなっていたことが高く評価される。またバウアーの「歴史なき民族の覚醒」という分析も、歴史発展の現実によって確認されたものであると評価されている。

最後に、Aricó は、「いわゆる『社会主義』ブロックの内部をも民族問題が激しく浸食している」時代にあっては、全世界のプロレタリアの運命の同質性に対する確信は揺るがざるをえない。このことは「運命共同体としての民族」の確固たる存在を示すものであり、「民族的な個性の平準化のうえにはなく、その多様性の完全な展開のうえに建設されるインターナショナルな統一」(p. xv) というバウアーの展望が意義を持つと評価される。「社会主義ブロック」が存在していた時代の、バウアーの意義づけである。

Aricó のこの前書きは、マルクス主義国家論ルネサンスといわれた、1960-70年代の雰囲気がよく現われている。ソヴェト・マルクス主義でもなく、西欧社会民主主義でもない、「第三の道」の体現者として、バウアーに注目するという、当時の一部の研究潮流<sup>6)</sup>の特徴もあらわれている。この見方から、オーストロ・マルクス主義の修正主義に反対する側面が強調され、またカウツキーに対する対抗という面も強調される。20世紀初頭の「第三の道」と1970年代の「第三の道」が重ねられているのである。レンナーとの対立も、右派であるレンナーに対する「第三の道」のバウアーの優位という図式で処理されているように思われる。この極めて実践的な評価からは、バウアーの民族政策、とくに「文化的民族自治」がレンナーの創見にかかるものであることの意味が、十分に捉えられないように思われる。

### 3. フランス語訳序文

[4] のフランス語訳は、1987年にパリで2分冊で出版された。訳者は、Nicole Brune-Perrin と Johannès Brune の2人である。18ページの序文(Introduction)を書いている Claudie Weill は、L'École des Hautes Études en Sciences Sociales (EHEES) の研究員で、社会運動・労働運動内部での国際関係に関して多数の業績がある。<sup>7)</sup> Weill の序文は、歴史学的なもので、マルクス主義運動史と理論史に関する研究の蓄積を踏まえた情報豊かなものである。

フランスにおけるバウアー民族理論の紹介は、実は1960年代に始まっている。Gerges Haupt と Yvon Bourdet は、マックス・アドラーやヒルファディングの著作の翻訳とともに、バウアーに関する著作も出版した。しかし両者は、バウアーのこの著作の翻訳を出版できなかった、この間の事情について、Weill は両者のやりとりを紹介している。Haupt は、この本がフランス語の読者にとって事情のよくわからない過去の状況に言及していること、また「概念的・方法論的な論理展開」が困難性を加えているので、出版には慎重であるべきだと主張した(p.5)。Bourdet は困難は克服できると主張したが、結局フランス語訳が出版されるのは、1987年まで待たねばならなかった。隣国の言葉に翻訳す

るに際してもこれだけの困難があったのであるが、Hauptが言っている困難は、日本語訳にあたっては一層大きなものであったといわねばならない。

本の内容については、まずWeillは、バウアーと新カント派そして修正主義との関係について検討している。バウアーが、「修正主義者よりも、カントに頼る権利が少ないものはいない。だからこそ、カント的な理性批判の正しさに対する確信が唯物史観を排除するものではないということを示して、マルクス主義に貢献したいのです」と述べている、1906年3月13日付けのカウツキー宛の書簡<sup>8)</sup>を引用して、バウアーが新カント派に接近したのは修正主義批判のためであったと指摘している(p.8)。Weillは、バウアーに対するダーウィンの影響にも着目している。バウアーは生存競争と自然淘汰の原理に固執した。またバウアーの人種概念も曖昧なものであり、レーニンやパネクーク、シュトラッサーからは修正主義とみなされる理由があった。またバウアーが同時代の社会主義者の多くと同様、「進歩の幻想」の虜になっていることも指摘されている。

バウアーの民族概念については、彼に対する新カント派の影響を強調した、Hauptの次の見解が再確認される。「バウアーの方法論的な工夫——民族概念とそれが隠している現実、民族の多くのタイプを区別し進化の曲線と複雑な変形とをはっきりさせるための客観的で操作的な基準の研究——は、バウアーして新カント派のカテゴリーと史的唯物論のカテゴリーとを結びつけさせた。かくして、新カント派は、彼に特殊な歴史性の精髓としての民族的個性、民族の永続性の原理を供給した。……マルクスから離れて、バウアーは、民族の構成の過程を、人間の自然との闘争の一形態、人間の労働様式、労働手段、生産性、生産の内部で取り結ぶ諸関係によって決定される、ある民族の性格共同体における変化と考えている。／バウアーの分析のモデルは、歴史的・発生史的である。民族は永遠に生成変化する歴史的事実であると考えられる。それは特殊な状況で発展し、それに決定され、変形し、進化し、不断の変態を経験する。」(p.12)

カウツキーとバウアーの民族理論の違いに関しては、Weillはかなり詳しく論じている。両者の違いは政策的なものではなく、社会観・共同体観の違いであるが、全面的には展開されなかった。両者とも、オーストリア・ハンガリー帝国の存続には早くから懐疑的であった。カウツキーでは、文化は国際化し、民族の基礎となる言語は消失すべく運命づけられているのにたいし、バウアーにとっては、文化共同体への民族全体の統合により、民族は均質な総体となり、文化のインターナショナルな内容は多様性を示すのである。カウツキーは言語を重視したのにたいし、バウアーは文化共同体のための道具的な価値を言語に認めるにすぎない。バウアーの立場はアイルランドのコノリーと共通する。カウツキーは領域を重視したが、バウアーは、レンナーと同様、領域を構成要素とする国家と民族とを分けて考えている、とも指摘されている。

Weillはロシア人・ドイツ人関係の専門家でもあるので、バウアーやレンナーの政策（特に文化的民族自治）とロシアにおける運動との関係について、豊富な知識を提供してくれる。オーストロ・マルクス主義の政策は、ブンドの指導者ウラジミール・メデムの「中立主義」（同化への賛成や反対の立場表明の拒否）に近い。<sup>9)</sup>1903年のロシア社会民主労働者党の第2回大会では文化的民族自治は拒否される。非領域的な自治の最も練り上げられた方策は、ユダヤ人社会主義労働者党（Серп）のものであった。その案では、民族自治は文化だけではなく、法、行政、経済（銀行）といった分野にま

で及ぶものであった。またこの党は、バウアーの著作の翻訳にかかわったと思われる。

Weill はまた、戦間期の東欧の民族問題と文化的民族自治の適用についても多くの情報を与えてくれる。ヴェルサイユ条約は領域原理にのっとっていたが、不十分ながらマイノリティの権利にも配慮していた。チェコスロヴァキアのカルパチア・ルテニア人は、一定の文化的自治が認められた。ポーランドのユダヤ人、ユーゴスラヴィアにおけるムスリムも宗教上の特別措置が認められた。カーロイ政権のハンガリーでは、ブリュン綱領に似た民族政策が行われた。Weill は、領域原理が個人原理に基づく民族自治によって矯正されるべきであるという、オーストロ・マルクス主義の主張の現代性を、第2次大戦時のフランスやアメリカ、現代のパレスチナやカンボジア、ボートピープル問題のなかに認めている。

最後に Weill は、マックス・ヴェーバーの民族・エスニシティ論とカウツキーおよびバウアーの議論との比較の重要性に言及し、さらにカール・ドイッチュとの関連を示唆して序文を終えている。Weill の序文は、今日のボートピープル問題、パレスチナ問題との関連で、非領域的自治の意義を考えるという問題意識もかいま見せているが、それを前面には出さず、Haupt を代表するフランスにおけるマルクス主義運動史研究・理論史研究を継承する重厚なものとなっている。Weill は、民族本質論や「歴史なき民族の覚醒」論にバウアーの独自性を見いだしているが、政策論については、レンナーとバウアーの差異にあまりこだわることなく、その歴史的・現代的意義を問題にしているといえよう。

#### 4. イタリア語訳序文

[5] のイタリア語訳は、1999年にローマで出版された。訳者は Nicolao Merker で、注も含めると27ページの序文 (Introduzione) も彼が書いている。この訳のタイトルは『民族問題』で、本文 (バウアーの第1版および第2版への序文の訳を含む) 159ページの抄訳である。Merker は、ローマ大学で近代哲学を講ずる哲学史家である。<sup>(10)</sup>

Merker は、マルクス主義理論史のなかでの民族問題の位置を歴史的に追跡することからはじめている。マルクスとエンゲルスにとっては、マイノリティ問題は取り組むほどの重要性をもたない問題であった。この問題に本格的に取り組んだ最初の仕事は、カウツキーの1887年の論文である。<sup>(11)</sup> この時期、カウツキーは、民族的感情を「経済的な発展とは関係なく、独立して作用する力」と規定し、民族主義が進歩の強力な要素を構成する場合もあると述べている。カウツキーの民族問題に対する注目の背景には、彼の出身地であるハプスブルク帝国の状況があった。

Merker によれば、ハプスブルク帝国の民族問題について、最初に深い分析をおこなったのは、カール・レンナーであった。レンナーにとっては、民族問題の解決とは、言語的・文化的な「属人原理」に立脚する、利益代表システムを設置することであった。この点から、1901年および1902年の諸論文が注目される。<sup>(12)</sup> 1899年のオーストリア社会民主党ブリュン大会で採択された民族綱領は、レンナーの構想とは違ったものであったが、東欧の社会主義運動に大きなインパクトを与えた。1901年のブンドのピアリストク大会では、ロシアの「諸民族連邦」への改造が提起された。

バウアーはレンナーの方針を継承し、強化したが、彼の議論の特徴は、民族についての新しい概念を提起したところにある。バウアーの知的背景にはカント哲学の研究があった。バウアーは民族的唯物論」と「俗流マルクス主義の俗流経済主義」を批判したが、それは「実体主義的」な見方を批判したということである。バウアーにとっては、「運命共同体」としての民族は、階級の共同体よりもずっと永続的なものである。Merkerは、「経済主義的な単一因果的説明に対する不信と史的唯物論における多様な諸原因への注目の再興は、民族問題の研究だけでなく、その後の歴史的議論の多くの文書においても、『オーストロ・マルクス主義者』バウアーの特徴であった」と述べている (p. 11)。

言語の重要性をめぐるカウツキーとバウアーの意見の違いも、バウアーにおける「実体主義」批判を示している。バウアーは、「言語のような知覚可能な特徴を民族確認の唯一の決定的要因にするのを避けたのである (p. 12)。Merkerは、バウアーによる「言語的な要素の相対化は、カウツキーよりも洗練された方法を示している」(ibid.)と評価している。さらにMerkerは、実体主義的思考に対するバウアーの批判は、マルクスの『聖家族』や『ドイツ・イデオロギー』における社会把握に通ずる卓見であると賞賛している (p. 14)。

「歴史なき民族の目覚め」についてのバウアーの議論は、マルクス主義思想史のなかでも重要な位置を占めている。Merkerは、このバウアーの主張が、エンゲルスの「歴史なき民族」論に対する徹底的な批判であることを高く評価している。マルクス主義理論史上、エンゲルスにはっきりと対立しているがゆえにバウアーを高く評価するR. ロスドルスキー<sup>(13)</sup>と、マルクス主義の正統に忠実なマルモラ<sup>(14)</sup>の立場を比較しているが、ロスドルスキーに近い立場といえよう (p. 21)。

「文化的民族自治」という政策については、Merkerは、バウアーの案であると理解した上で、これを批判したアントン・パネクークとヨーゼフ・シュトラッサーの議論<sup>(15)</sup>を「皮相で教条的な批判」であると一蹴している。ローザ・クセンブルクも、「彼女はオーストリア社会民主党の立場を、『自決』に反対する議論に役立つと言う理由だけで、評価していた。彼女にとって民族はその限りでは放って置いてよいものであり、唯一の真の实在は敵対的な利害と『権利』を持つ諸階級であった」と批判されている (p. 18)。

だが、多民族国家オーストリアの存続を前提とする解決策は、現実的基盤を喪失していった。世界大戦の勃発と、被抑圧民族の分離運動の高揚のためである。バウアーはこのような情勢に的確に対応して、文化的自治案を放棄した。Merkerは、文化的自治にこだわったレンナーと比較して、バウアーのこの転換を高く評価する。レンナーの文化的自治政策へのこだわりは「ユートピア的な頑固さ」とであると評される (p. 19)。

バウアーに対するポリシェヴィキの批判、具体的にはスターリンとレーニンの批判については、Merkerはあまり重視しない。スターリンの民族の定義は、バウアーのものと比較して、力点が違うだけで、スターリンのバウアー批判はイデオロギー的・政治的なものに過ぎないと一蹴される。レーニンも、バウアーをイデオロギー的に非難したが、1913年には、バウアーが「非常に重要な問題をまったく正しいやり方で論議していることも承認している」と、皮肉を浴びせられている (p. 19)。

Merkerの問題意識は、Aricóの問題意識に近いように思われる。彼がバウアーを評価するポイントは、「実体主義的」な見方に対する態度であり、バウアーの民族本質論も「実体主義的」な民族理解

に対する批判として評価されている。カウツキーとの違いもこの観点から議論されている。レンナーとの違いはあまり問題にされていないが、Merkerは、レンナーが「文化的自治」という政策にこだわった点を「ユートピア的」とであると批判している。その点については、『民族問題と社会民主主義』執筆時点でのバウアーにも言えることではないかと思われるが、バウアーについてはそのような指摘はない。また、パネクーク、シュトラッサー、ルクセンブルク、スターリン、レーニンの批判は、バウアーの政策を理解しないものとして批判されている。

Merkerによる「文化的自治」をバウアーの政策とする理解(①)、バウアーがそれを放棄したことをレンナーに対する優位点とする理解(②)、この二つの理解はうまく整合しないと思われるし、①については、バウアーの論述そのものが裏付けていないように思われる。この点で、彼の主張は疑問が残るものである。

## 5. 英語訳序文

[6]の英語訳は、2000年にミネアポリスで出版された。訳者はJoseph O'Donnellで、序文は、Ephraim J. Nimniが書いている。Nimniは、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ大学(シドニー)の政治学教授で、マルクス主義における民族論史に関する著作がある。<sup>(16)</sup>Nimniの31ページという長文な序文(Introducton)の特徴は、バウアーの議論の現代的意義について焦点が当てられていること、特に、現代政治学的観点から、リベラル・デモクラシー批判の内容をバウアーに読み込んでいることである。Nimniは、キムリッカ<sup>(17)</sup>などの「多文化主義」あるいは「アイデンティティの政治」、「承認の政治」の問題意識から、オーストロ・マルクス主義の民族政策を再評価しようとしている。<sup>(18)</sup>Nimniによれば、第1次大戦以前の「この時期のオーストリアにおける民族論争を再検討すると、マイノリティの権利や多文化主義についての今日のリベラル民主主義論争との驚くほどの類似が明らかになる」(p. xv)のである。バウアーのこの書物が持つ現代的意義はここにあるという。

しかしNimniは、この書物の歴史的背景に無頓着であるわけではない。アルゼンチン生まれの彼は、ドイツ語圏、英語圏はもとよりフランス語圏、イタリア語圏、スペイン語圏の先行研究にも目を配りつつ、この書物の成立過程を明らかにしている。本稿も彼からの情報のお陰を受けている。歴史的背景として、Nimniが目にするのは、「20世紀初頭のヴィーンが、今日のロンドンやパリ、ベルリン、トロント、シドニーと同様、著しく多様なエスニシティー民族の共同社会の到来を経験していた」ことである。「今日の不均等な発展が、『南北』の分裂をつくりだし、中心部への多様なエスニシティーの大量の移民を押し出しているのとまったく同じように、晩期のオーストリア帝国の不均等な発展は、ヴィーンへ、すなわちドイツ語が支配的な地域へ、大量のさまざまなエスニック・グループを押し出した。今日のパリやベルリン、ローマ、シドニーでの『異質な』移民に対する反応とまったく同じように、ヴィーンには強い反応があった。」(p. xvii)この歴史的状況が生み出す、エスニック紛争を調整するものとして登場したのが、バウアーとレンナーの「文化的民族自治」政策なのであるという。

この政策は、提起された時代が、「ネイション・ステイトの黄金時代」であることを考慮すると、

その先駆性は高く評価されるべきであるが、それだけではない。「バウアーとレンナーの主張は、今日の論争では触れられないままになっている分野に踏み込んでいるので、多文化主義についての今日のリベラルな議論よりも包括的である。今日のリベラルな理論家の多文化主義解釈が、同質的ネイション・ステイト内部の、エスニックなおよび文化的なマイノリティ集団の存在が作りだす望ましくない断絶を問題にしているのに対し、バウアーは、当時のオーストリアでもありふれた、そのような意見を超越して、多民族および多エスニシティの国家内部の民族性 (nationhood) およびナショナリズムに関する理論をつくろうとした。彼の考えは、特殊で専一的な権限を持つ主権団体の集団的代議制を、多民族国家の行政と統治において保証することで、マジョリティとマイノリティという観念そのものを克服することであった。」(p. xix)

Nimniによれば、今日のロールズやハーバーマスのような、教条的リベラルは、エスニックな差異に対して冷淡であり、それに対して新しいリベラルが不満を感じている。それと同様に、バウアーたちは、エスニックなあるいは民族的な多様性の政治的承認と調整を目指した (p. xxii)。

バウアーとレンナーの古典的マルクス主義に対する関係は、テイラー、ウォルザー、キムリッカ、タミアなどの古典的リベラルに対する関係に類似している。エスニック問題について、古典的論者たちは応える能力がなかったのである。

バウアーとレンナーの「非領域的自治」の特徴は、民族自治のためのホーム・ランドを持たないと言うところにある。それは、オスマン・トルコのミレット制と同様、様々なエスニックなアイデンティティをもつ諸民族が、同じ地域で共存することができる。ただし、ミレット制とは決定的に異なるのであって、自治コミュニティは民主的に組織されるのである。レンナーの構想は、歴史家のマイネッケの『世界市民と国民国家』<sup>(19)</sup>から刺激を受けている。マイネッケが現実政治 (Realpolitik) を批判して、個人を重視したことが、レンナーの「個人原理 (属人原理)」に影響している。レンナーとバウアーのモデルは、独立国家を作れないが自治の必要なマイノリティに適合的である。この点でジェイムズ・テュリーの主張に近い。「今日、承認と自治の問題は、マイノリティの権利についての重要論争の焦点であるが、不幸にも、民族的文化的自治についてのレンナーとバウアーの主張は、まったく議論されない。この翻訳が、彼らの主張にアクセスするのを容易にして、今日のリベラルな理論家に、この刺激的な理念による挑戦に真剣に取り組む機会を与えるよう、期待される。」(p. xxvi) これが Nimni の英訳出版の意図である。

ユダヤ人ブンドのヴラジミール・メデムは、文化的民族的自治政策を採用したが、バウアーはこの書物で、ユダヤ人の同化を唱えた。これについて、Nimni は、「東欧のユダヤ人と西欧のユダヤ人の相違についてのバウアーの記述は正しいが、特に彼の洞察に満ちた認識を考慮すると、イディッシュ語を話す東欧のユダヤ人が、理論的に西欧のユダヤ人と同じ発展の道を歩み、民族的コミュニティでなくなるという結論にはならない」とバウアーを批判している。

Nimni は、レンナーとバウアーによる、「原子論的」原理に基づく近代国家に対する批判を、リベラル民主主義国家批判として高く評価する。「原子論的国家は、個人の民主主義的権利に対して如何に配慮し、如何に平等主義的に振る舞おうとも、中間的な憲法的に保護された実体を認めることには、当然反対である。」(p. xxix) 例として、ケベックの政府がフランス語を移入者の子供にも強制す



ることの問題が指摘されている。「集権的一原子論的な原理の有害な効果に対抗して、バウアーとレンナーは、国家主権の慎重な分権を示唆する。それは、『属人原理』の法的な実行をもたらすものである。」(p. xxx)

謎の多いバウアーの民族本質論について、Nimniは丹念な解読を試みている。バウアーが民族の本質を定義するのに用いたカテゴリーは、新カント派との論争のなかから生まれた。マックス・アドラーの『因果性と目的論』<sup>(20)</sup>が、バウアーのナショナリズム観の形成に決定的な影響を与えた。「アドラーは、経験は社会化された存在の外部では考えられず、それゆれ社会関係に『因果的に依存している』のだから、『アプリオリ』なものではない、と主張する。アドラーは、新カント派が客観的妥当性の問題を経験の現実と切り離そうとする場合、マルクス主義について彼らが批判した本質主義に彼ら自身が陥っていると主張して、『哲学的な一元論』というマルクス主義に対する新カント派の非難を新カント派自身に向けた。」(p. xxxiv) バウアーは、アドラーの『因果性と目的論』から社会的諸形態の還元不可能性の観念を導き出した。バウアーの目的は、「民族共同体を、社会的諸力の複雑で多次元的な総体から生ずる独立の単位として、理解しようとする事」、すなわち、「ダイナミックな転換と持続的な変化の過程として、マルクス主義の立場から諸民族を、理解する理論を練り上げることであった。」(p. xxxv)

Nimniによれば、バウアーのいう「民族的性格は、民族的存在の決定要因ではなく、逆に、後者の具体的・記述的な表現である。それは、民族的共同体を結びつける諸要因のつながりの分析のための出発点ではなく、そのつながりの具体的な表現である。それは説明ではなく、まさに説明されねばならぬ要素である。」(p. xxxvi) バウアーにとって、民族的性格は「意志 (Wille)」と呼ばれる領域の決定的要因である。バウアーは、「意志」についてのアイデアを、カント派の「統覚」という観念に結びつけた。バウアーは、アドラーとともに、「統覚」を社会的文脈のなかでとらえ、各社会の歴史的状况の産物であるとした。それによって、超越論的なこの概念を、歴史化したのである。

「民族的性格は、社会化された主体性から生ずる意志の志向性の共通性である」という認識の上に、バウアーは、第2の概念的要素である「運命共同体 (Schicksalsgemeinschaft)」を導入する。「それは、認識に先立ち、影響を与え、結果的に諸主体にとって『所与』のものである歴史的状况の初発の状態を意味する。」(p. xxxix) バウアーの「運命共同体は、同じ歴史的な状况の経験を意味するだけでなく、共通の相互行為の立場におけるこれらの諸状况の経験をも意味する。バウアーが認めるように、この考えはカントの経験の第3アナロジー、共同性の原理に由来する。すべての実体は、それが共存する限り、全面的な共同性の中に、すなわち相互行為の中にある。バウアーの著書の決定的な面——共同体の定義——に対するカント的な影響は、アドラーの考えの衝撃と同様に、明白であり、バウアーが新カント派の影響を小児病と記述している、この本の1924版への序文でも、カント的な用語法の妥当性を主張している。」(p. xl) 「バウアーの主張によれば、共通の相互的な行為の過程は永遠の相互関係のなかにあり、民族的共同体を生みだし、各個人の民族的特徴を形成する間主体的な絆のなかで表現されるのである。」(p. xli)

Nimniによれば、民族共同体の諸指標だけを問題にしても、民族を理解することはできない。「一連のカテゴリーを列挙し、幾つかの本質的な特質に言及することでは、民族は理解できない。民族的

共同体は、今日の経験の主な面との対話のなかで、共通の歴史的発展を通じて、異なった次元がもたらされるプロセスの最終結果なのである。これが、『運命共同体を通じて性格共同体へと相互に結びついた人間の全体』という、民族についてパウアーの定義の意味である。(p. xliii)

最後に Nimni は、パウアーのこの著作の今日的意義として、次のような論点を列挙している。パウアーはリベラルな理論に対しては批判をしたが、そのすべてを拒絶したわけではない。パウアーは個人原理を主張したが、個人が民族的アイデンティティを合理的に決定できるとは考えていない。パウアーの中央集権的・原子論的見方への批判は、リベラル民主主義的主権観に対する壊滅的批判である。「パウアーの多文化的ナショナリズムは非領域的なものであり、それゆえマジョリティとマイノリティの同様の保護を与えるものであり、マジョリティとマイノリティという用語そのものを不必要なものにするものである。」パウアーは、歴史的な感情、文化的特殊性、その時代の特殊性を統合する理論を示唆した点で、A. D. スミスとつながるのである。

Nimni の序文は、現代の問題意識が全面に出たものであるが、主にロマンス語圏の研究を踏まえた独自の解釈を展開していて、パウアーの内在的理解に資するところ大きなものである。レンナーとの差異の軽視、文化的民族自治政策がパウアーの民族本質論と整合することに対する素朴な信頼等、検討を要するところもあるが、今後の研究が無視できない内容を含むものであると言えよう。

## 注

- (1) И. В. Сталин [1913], Марксизм и Национальный Вопрос, Просвещение, Nos. 3–5.
- (2) Weill [1987], Introduction à “La question des nationalités et la social-démocratie”, [4], p. 5. “Серп” は、「ユダヤ人社会主義労働者党」の略記。
- (3) Карл Реннер [1906], Государство и нация, Искра.
- (4) Aricó [1979], Advertencia a “La cuestión de las nacionalidades y la socialdemocracia”, [3], p. xv.
- (5) Otto Bauer [1937], Max Adler: Ein Beitrag zur Geschichte des »Austromarxismus«, *Der Kampf*, 4. Jahrgang, Nr. 8. in *Otto Bauer Werkausgabe*, Bd. 9, Europaverlag, 1980, S. 752–761.
- (6) この研究潮流から、政治理論としてのパウアーとグラムシを比較した著作も出版されている。cf. D. Albers [1983], *Versuch über Otto Bauer und Antonio Gramsci: zur politischen Theorie des Marxismus*, Argument-Verlag.
- (7) Claudie Weill の専門は、特にロシア人ドイツ人関係である。主要な著作に以下のものがある。*Les marxistes et la question nationale, 1848–1914*, avec Georges Haupt et Michael Löwy, Maspero, 1974; *Marxistes russes et social-démocratie allemande 1898–1904*, Maspero, 1977; *L’Internationale et l’Autre: Les relations inter-ethniques dans la IIe Internationale*, Arcantère, 1987; *Étudiants russes en Allemagne 1900–1914: Quand la Russie frappait aux portes de l’Europe*, L’Harmattan, 1996.
- (8) Archives Kautsky, D II 473, am IIHS.
- (9) メデムの「中立主義」については、Henri Minczeles [1995], *Histoire generale du Bund: un mouvement revolutionnaire juif*, Austral. の参照が求められている。
- (10) Nicolao Merker の専門は、啓蒙思想、ドイツ哲学、マルクス主義、労働運動、ナショナリズムである。主要な著作に以下のものがある。*Storia delle filosofie*, 3 voll., Firenze, 1988; *L’illuminismo in Germania. L’eta di Lessing*, Roma, 1989; *La Germania. Storia di una cultura da Lutero a Weimar*, Roma, 1990; *Introduzione a Lessing*, Roma-Bari, 1991; *Il socialismo vietato. Miraggi e delusioni da Kautsky agli austromarxisti*, Roma-Bari, 1996.
- (11) Karl Kautsky [1887], Die moderne Nationalität, *Die Neue Zeit*, Bd. 5.
- (12) Karl Renner [1901], *Staat und Parlament. Kritische Studie über die österreichische Frage und das System der Interessenvertretung*, Wiener Volksbuchverhandlung; do. [1902], *Der Kampf der österreichischen Nationen um den Staat I:*

*Das nationale Problem als Verfassungs- und Verwaltungsfrage*, Leipzig-Wien, Deuticke.

- (13) Roman Rosdolsky [1979], *Friedrich Engels und das Problem der «geschichtslosen» Völker*, Olle & Wolter.
- (14) Leopoldo Marmora [1983], *Nation und Internationalismus : Probleme und Perspektiven eines sozialistischen Nationbegriffs*, Edition CON.
- (15) Anton Pannekoek [1912], *KlassenKampf und Nation*, Reichenberg, Runge ; Joseph Strasser, [1912], *Der Arbeiter und die Nation*, Reichenberg, Runge.
- (16) Ephraim Nimni [1991], *Marxism and Nationalism : Teoretical Origins of a Political Crisis*, Pluto.
- (17) Will Kymlicka [1995], *Multicultural Citizenship : A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford University Press.
- (18) この問題意識で書かれた独立論文として、次のものがある。Ephraim Nimni [1999], Nationalist Multiculturalism in Late Imperial Austria as a Critique of Contemporary Liberalism : The Case of Bauer and Renner, in *Journal of Political Ideologies*, 4 (3).
- (19) Friedrich Meinecke [1908], *Weltbürgertum und Nationalstaat : Studien zur Genesis des deutschen Nationalstaats*, R. Oldenbourg. マイネッケとレンナーの関係については、ここで挙げられたマイネッケの文献が、レンナーの『国家と民族』に直接に影響したとする説は、出版の時期からいって、再考の余地がある。
- (20) Max Adler [1904], *Kausalität und Teleologie im Steite um die Wissenschaft (Marx Studien 1)*, Wiener Volksbuchhandlung.